

岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金（以下「補助金」という。）の交付について、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 補助金は、次に掲げる事項を目的として交付する。

- (1) 市民に対する地球温暖化対策等の環境意識の啓発
- (2) 温室効果ガスの排出量を低減する設備の導入による地球温暖化対策の促進
- (3) 温室効果ガスの排出量を低減する環境にやさしい住宅等並びに集会所及び地域住民のコミュニティ活動のための施設（以下「集会施設」という。）の普及及び地域の活性化

(規則との関係)

第3条 補助金の交付手続については、規則第20条第4号の規定により同第5条、第7条、第10条から第13条まで、第16条及び第19条の規定の適用を受けないものとする。

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、別表に掲げるものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条の規定により本市の住民基本台帳に記録されており、かつ、当該記録されている住所に現に居住する者であって、次のアからオまでのいずれにも該当するもの
 - ア 市税を滞納していない者
 - イ 生活保護受給世帯に属していない者
 - ウ 岸和田市暴力団排除条例（平成25年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でない者
 - エ 自ら居住する住宅（店舗等と併用している住宅及び倉庫等居住者が自ら居住する住宅と同一の敷地内において一体的に使用する建物を含む。以下「住宅等」という。）に市長が別に定める期間内に補助対象設備のいずれか一の設置を完了している者（住宅等を自ら所有していない、又は自らと他者とで共同して所有している場合にあつては、補助対象設備の設置が完了するまでに、承諾書（様式第1号）により当

該住宅等の所有者又は自らと共同して所有している者の全員から補助対象設備の設置に係る承諾を得ていること。)

オ 次のいずれかに該当する者

- a) 補助金（廃止前の岸和田市太陽光発電システム導入補助金交付要綱又は廃止前の岸和田市再生可能エネルギー等導入補助金交付要綱による補助金を含む。）の交付を受けたことがない者
 - b) 補助金の交付を受けてから当該補助金に係る補助対象設備（廃止前の岸和田市太陽光発電システム導入補助金交付要綱第3条に規定する太陽光発電システム（以下この項において「太陽光発電システム」という。）及び廃止前の岸和田市再生可能エネルギー等導入補助金交付要綱第3条に規定する太陽光発電設備（以下この項において「太陽光発電設備」という。）を含む。）の設置の期間が、別表に定める設置期間（太陽光発電システム及び太陽光発電設備にあつては17年）を満了した者
 - c) 第11条第4項の規定により市長から承認を受けた者
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体又はこれに準ずるもので、市内に所在するもの（以下「町会等」という。）であつて、次のア及びイのいずれにも該当するもの

ア 町会等の集会施設に市長が別に定める期間内に補助対象設備のいずれか一の設置を完了しているもの（集会施設を当該町会等が所有していない、又は当該町会等と他者とで共同して所有している場合にあつては、補助対象設備の設置が完了するまでに、前号エに規定する承諾書により当該集会施設の所有者又は当該町会等と共同して所有している者の全員から補助対象設備の設置に係る承諾を得ていること。)

イ 次のいずれかに該当するもの

- a) 補助金（廃止前の岸和田市太陽光発電システム導入補助金交付要綱又は廃止前の岸和田市再生可能エネルギー等導入補助金交付要綱による補助金を含む。）の交付を受けたことがないもの
- b) 補助金の交付を受けてから当該補助金に係る補助対象設備（廃止前の岸和田市太陽光発電システム導入補助金交付要綱第3条に規定する太陽光発電システム（以下この項において「太陽光発電システム」という。）及び廃止前の岸和田市再生可能エネルギー等導入補助金交付要綱第3条に規定する太陽光発電設備（以下この項において「太陽光発電設備」という。）を含む。）の設置の期間が、別表に定める設置期間（太陽光発電システム及び太陽光発電設備にあつては17年）を満了したもの

c) 第11条第4項の規定により市長から承認を受けたもの

(補助金の額)

第6条 補助金の交付額は、50,000円とする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付申請書（様式第2号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類等を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象設備の設置状況（住宅等又は集会施設全体、各機器の銘板及びモニターを含む。）を示すカラー写真
- (2) 補助対象設備の配置図
- (3) 工事請負契約書又は売買契約書（新築住宅又は補助対象設備付き住宅の場合）の写し
- (4) 補助対象設備の設置費に係る領収書の写し
- (5) 住宅等を自ら所有していない、又は自らと他者とで共同して所有している者若しくは集会施設を当該町会等が所有していない、又は当該町会等と他者とで共同して所有している町会等にあつては第5条第1号エに規定する承諾書
- (6) 第11条第4項の規定による承認を受けたものにあつては、設備損傷等承認通知書の写し
- (7) 補助対象設備に太陽光発電機器が含まれる場合にあつては、電力会社が発行した再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約を証する書類の写し
- (8) 補助対象設備の出荷証明書又は保証書の写し若しくはこれに代わるもの
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 交付申請書の提出方法、提出期限及びその他補助金の交付申請に係る事項は、市長が別に定める。

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第8条 市長は、申請者から前条第1項の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金の交付額を確定するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定し、補助金の交付額を確定したときは、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付決定及び交付額確定通知書（様式第3号。以下「交付決定及び交付額確定通知書」という。）により、補助金を交付しないことを決定したときは、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、それぞれ申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付を決定する場合においては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象設備を設置した日から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める当該それぞれの設備に係る耐用年数を経過する日までの間（以下「耐用期間」という。）にあっては、補助対象設備を構成するそれぞれの設備を善良なる管理者の注意をもって管理し、主としてその居住する住宅等又は集会施設において消費する電力の用に充てなければならないこと。
- (2) 補助事業者は、補助対象設備を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供してはならないこと。ただし、補助対象設備を構成するそれぞれの設備について、耐用期間を経過した場合は、この限りでない。

(補助金の交付の請求)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の請求は、第8条第2項の規定による交付決定及び交付額確定通知書による通知後に、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付請求書（様式第5号）により行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による交付の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助対象設備の損傷等の確認の申請)

第11条 補助事業者は、耐用期間内において、補助対象設備を構成するそれぞれの設備のいずれか一又は全部が損傷又は滅失したときは、市長に損傷等の確認を申請しなければならない。

- 2 補助事業者は、耐用期間内において、補助対象設備を構成するそれぞれの設備のいずれか一又は全部を処分するときは、あらかじめ市長に処分の理由の確認を申請しなければならない。
- 3 前2項の規定による申請は、岸和田市地球温暖化対策設備損傷等承認申請書（様式第6号）による。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、当該申請をした補助事業者に対して、承認するか否かについて、決定し、その結果を申請者に対し、岸和田市地球温暖化対策設備損傷等承認（不承認）通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

(決定の取消し)

第12条 規則第17条第1項に規定する場合のほか、補助事業者が次のいずれかに該当した

ときは、市長は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、補助金の交付の決定を取り消したときは、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年5月10日から施行する。

（岸和田市太陽光発電システム導入補助金交付要綱の廃止）

2 岸和田市太陽光発電システム導入補助金交付要綱（平成21年7月16日施行）は廃止する。

（廃止に伴う経過措置）

3 前項の規定による廃止前の岸和田市太陽光発電システム導入補助金交付要綱の規定に基づき交付された補助金に係る同要綱第13条から第16条の規定は、この要綱の施行後も、なお効力を有する。

（岸和田市再生可能エネルギー等設備導入補助金交付要綱の廃止）

4 岸和田市再生可能エネルギー等設備導入補助金交付要綱（平成25年5月22日施行）は廃止する。

（廃止に伴う経過措置）

5 前項の規定による廃止前の岸和田市再生可能エネルギー等設備導入補助金交付要綱の規定に基づき交付された補助金に係る同要綱第13条から第16条の規定は、この要綱の施行後も、なお効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年8月5日から施行する。

別表（第4条関係）

項	補助対象設備の種類	要件	設置期間
1	太陽光発電機器及び定置用リチウムイオン蓄電池が一体となって設置されたもの	太陽光発電機器（太陽電池モジュール、パワーコンディショナ等を含む。） 1 屋根、外壁等への設置に適したものであって、低圧配電線と逆潮流有りで連系すること。 2 未使用品であること。 3 電力会社と電気契約を締結していること。 4 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10キロワット未満（増設時は既設分を含む。）であること。ただし、集会施設に設置する場合は、この限りではない。 定置用リチウムイオン蓄電池 1 日本産業規格(JIS) に準拠しているもの 2 システムを構成する蓄電池の蓄電容量の合計値が1キロワットアワー以上のものであること。 3 未使用品であること。	17年
2	太陽光発電機器及びエネルギー管理システム（HEMS）が一体となって設置されたもの	太陽光発電機器（太陽電池モジュール、パワーコンディショナ等を含む。） 1 屋根、外壁等への設置に適したものであって、低圧配電線と逆潮流有りで連系すること。 2 未使用品であること。 3 電力会社と電気契約を締結していること。 4 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力のいずれかが10キロワット未満（増設時は既設分を含む。）であること。ただし、集会施設に設置する場合は、この限りではない。	17年

		HEMS (Home Energy Management System) 1 電力使用量を計測・蓄積し、電力使用量の「見える化」が実現できること。 2 未使用品であること。 3 ECHONET Lite規格に対応していること。 4 空調、照明等の電力使用量を調整するための制御機能を有していること。	
3	燃料電池コージェネレーション機器	1 一般社団法人燃料電池普及促進協会 (FCA) に登録されたものであること。 2 自立運転機能付きであること。 3 未使用品であること。	6 年

年 月 日

申請者 様

承 諾 書

所有者（承諾者）

住 所	〒	
フリガナ		
氏 名	(氏名は必ず承諾者本人が自筆してください)	
電 話 番 号	(自宅)	(携帯電話)

岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金の対象設備を設置する住宅等又は集会施設は私の所有に係るものであるため、申請者に対し、耐用年数内における善良な管理業務を果たすことを条件に、補助対象設備の設置を承諾します。

設 置 場 所 の 所 在 地	〒
申 請 者 の 氏 名 (申請者が町会等の場合は町会等の名称と代表者氏名)	
申 請 者 と の 関 係 (申請者の親族の場合、申請者から見た続柄。申請者が町会等の場合記載不要)	

【個人情報の取扱いについて】この承諾書に記載する個人情報は、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付要綱に基づく審査等のために収集するものであり、それ以外の目的に使用しません。

岸和田市長 様

岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付申請書

申請者

住 所	〒	
フリガナ		
氏 名 （町会等の場合は、町会等の名称及び代表者氏名）	（氏名は必ず申請者本人が自筆してください。）	
生 年 月 日	年 月 日	
電 話 番 号	（自宅）	（携帯電話）

岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記事項に誓約及び同意し、関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請 及び請求額	5 0 , 0 0 0 円
------------------	---------------

誓約及び同意事項	
(1)	私（申請者）は、補助金交付申請の内容に一切の虚偽がないことを誓約します。また、提出書類の内容について、市が関係機関への確認や現地調査等を行うことに同意のうえ協力します。
(2)	私（申請者）は、（個人の場合）補助対象設備を設置した住宅等（住民基本台帳に記録された住所地）に居住していることを誓約します。また、住民基本台帳の記録事項について、市が確認することに同意します。
(3)	私（申請者）は、（個人の場合）岸和田市税の滞納がないことを誓約します。また、岸和田市税の納税状況について、市が確認することに同意します。
(4)	私（申請者）は、（個人の場合）生活保護受給世帯に属していないことを誓約します。また、生活保護を受給しているか否かについて、市が確認することに同意します。
(5)	私（申請者）は、（個人の場合）岸和田市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）でないことを誓約します。また、暴力団員等か否かについて、市が確認することに同意します。
(6)	私（申請者）は、補助対象設備を適切に管理し、主として補助対象設備を設置した住宅等又は集会施設において消費する電力の用に充てることを誓約します。
(7)	私（申請者）は、補助対象設備を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付、又は担保に供しないことを誓約します。
(8)	私（申請者）は、上記（1）から（7）の事項について、虚偽であることが判明した場合は補助金の交付が受けられない（すでに交付済みの場合は返還する）ことに異議を申し立てません。

【個人情報の取扱いについて】この交付申請書兼請求書に記載する個人情報は、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付要綱に基づく審査等のために収集するものであり、それ以外の目的に使用しません。

1. 補助対象設備の設置場所と所有者

設置した集会施設の所在地 (集会施設の場合のみ記入)	〒
-------------------------------	---

個人の場合は、現に居住する住宅等（住宅等の所在地が申請者住所）への設置に限り、補助対象となります。

所 有 状 況	☐ 申請者単独所有 ☐ 申請者共同所有 ☐ 申請者は所有しない
---------	--

申請者以外の所有者がいる場合は、申請者以外の所有者全員を下欄に記載のうえ、承諾書（様式第1号）を添付してください。

所有者氏名	所有者 1	
	所有者 2	
	所有者 3	
	所有者 4	

2. 補助対象設備名及び工事完了日

該当する補助対象設備についてご記入ください。

補助対象設備名	設置工事完了年月日
太陽光発電機器及び定置用リチウムイオン蓄電池	年 月 日
太陽光発電機器及び HEMS	年 月 日
燃料電池コージェネレーション機器	年 月 日

3. 補助対象設備の導入費用総額

導 入 費 用	円 (☐ 消費税込み ☐ 消費税抜き)
---------	--

4. 補助対象設備の概要

該当する補助対象設備についてご記入ください。

太陽光発電機器

太陽電池モジュール	(1) 太陽電池モジュールの 型番	①	
		②	
		③	
		④	
		⑤	
	(2) 製造者名		
	(3) 太陽電池モジュールの 公称最大出力と使用枚数	①	W × 枚 = W
		②	W × 枚 = W
		③	W × 枚 = W
		④	W × 枚 = W
		⑤	W × 枚 = W
	(4) 太陽電池の公称最大出力 (小数点第3位以下を切り捨て)	合計	W = kW
	(5) 既設の太陽電池の 公称最大出力 (既設の太陽光発電機器がある場合のみ記入)	kW (既設分のみの公称最大出力数を記入してください。)	

コン ディ ショ ナ	(1) パワーコンディショナの 型番	
	(2) 製造者名	
	(3) 定格出力	

定置用リチウムイオン蓄電池

製 造 者 名	
型 番	
蓄 電 容 量	kWh

HEMS

製 造 者 名	
型 番	

燃料電池コージェネレーション機器

製 造 者 名	燃料電池ユニット： 貯 湯 ユ ニ ッ ト：
型 番	燃料電池ユニット： 貯 湯 ユ ニ ッ ト：
燃 料 の 種 類	☐ 都市ガス ☐ LP ガス ☐ 灯油
最 大 出 力	W

5. 手続代行者（手続代行者が手続きする場合に記入）

住 所	〒
会 社 名 ・ 支 店 名	
営 業 所 名	
定 休 日	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	
担 当 者 名	
担 当 者 携 帯 電 話 番 号	
担 当 者 E - m a i l	

6. 工事請負事業者（手続代行者と同じ場合は記入不要）

住 所	〒
会 社 名 ・ 支 店 名	
営 業 所 名	
定 休 日	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E - m a i l	
担 当 者 名	
担 当 者 携 帯 電 話 番 号	
担 当 者 E - m a i l	

会社名・支店名・営業所名には、補助対象設備工事（購入）請負契約者の会社名及び営業所名（販売代理店名）を記入してください。法人格等は省略せずに記入してください。

添付書類にお忘れがないかご確認ください。

- ☐ 補助対象設備の設置状況（住宅等又は集会施設全体、各機器の銘板及びモニターを含む。）を示すカラー写真
- ☐ 補助対象設備の配置図
- ☐ 工事請負契約書又は売買契約書（新築住宅又は補助対象設備付き住宅の場合）の写し
- ☐ 補助対象設備の設置費に係る領収書の写し
- ☐ 承諾書（様式第1号。申請者以外の所有者全員分）
- ☐ 岸和田市地球温暖化対策設備損傷等承認通知書の写し（該当者のみ）
- ☐ 電力会社が発行した再生可能エネルギー発電に関する電力受給契約を証する書類の写し（補助対象設備に太陽光発電機器が含まれる場合）
- ☐ 補助対象設備の出荷証明書又は保証書の写し若しくはこれに代わるもの

様式第 3 号（第 8 条関係）

岸和田市
年 月 日 号

様

岸和田市長

岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付け岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付申請について、下記のとおり交付を決定し、交付額を確定しましたので、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 補助金交付額及び確定額 金 円

様式第 4 号（第 8 条関係）

岸和田市 号
年 月 日

様

岸和田市長

岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金不交付決定通知書

年 月 日付け岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付申請について、下記の理由により不交付とすることと決定しましたので、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 不交付とした理由

年 月 日

岸和田市長 様

岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付請求書

請求者（補助事業者）

住 所	〒	
フリガナ		
氏 名		
（町会等の場合は、町会等の名称及び代表者氏名）	（氏名は必ず申請者本人が自筆してください。）	
生 年 月 日	年 月 日	
電 話 番 号	（自宅）	（携帯電話）

岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付要綱第10条第1項により、次のとおり補助金を請求します。

補助金請求額	50,000 円
--------	----------

補助金の振込先

金 融 機 関 名								
支 店 名								
預 金 種 類	☐ 普通 ☐ 貯蓄 ☐ 当座							
フリガナ								
口 座 名 義								
口 座 番 号								（右詰めで記入してください。）

- ※1 口座名義人は、請求者（補助事業者）本人に限ります。
- ※2 口座名義欄の姓と名の間は1字分空けてください。
- ※3 ゆうちょ銀行への振込みを希望される方は、支店名（漢数字）及び振込用口座番号をご確認のうえ、記入してください。

【個人情報の取扱いについて】この承諾書に記載する個人情報は、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付要綱に基づく審査等のために収集するものであり、それ以外の目的に使用しません。

年 月 日

岸和田市長 様

岸和田市地球温暖化対策設備損傷等承認申請書

申請者

住 所	〒	
フリガナ		
氏 名		
（町会等の場合は、町会等の名称及び代表者氏名）	（氏名は必ず申請者本人が自筆してください。）	
生 年 月 日	年 月 日	
電 話 番 号	（自宅）	（携帯電話）

岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付要綱第 11 条第 1 項又は第 2 項の規定により、次のとおり補助対象設備を構成する設備の損傷等について申請します。

また、本申請内容に一切の虚偽がないことを誓約し、申請内容の審査において、各種調査に同意のうえ協力し、審査結果によっては、交付を受けた補助金の一部又は全部を返還する場合があることに異議申立てしません。

1	交 付 決 定 番 号	岸和田市 号 (交付決定及び交付額確定通知書の右上に記載)
2	申 請 事 由	☐ 損傷 ☐ 滅失 ☐ 処分
	処 分 の 方 法 (処分の場合に記入)	☐ 売却 ☐ 譲渡 ☐ 廃棄 ☐ 貸与 ☐ 担保 ☐ その他 ()
3	損 傷 等 の 時 期	
4	損 傷 等 の 理 由	

【個人情報の取扱いについて】この申請書に記載する個人情報は、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付要綱に基づく審査等のために収集するものであり、それ以外の目的に使用しません。

様式第 7 号（第 11 条関係）

岸和田市
年 月 日 号

様

岸和田市長

岸和田市地球温暖化対策設備損傷等承認（不承認）通知書

年 月 日付け岸和田市地球温暖化対策設備損傷等承認申請について、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付要綱第 11 条第 4 項の規定により、次のとおり審査の結果を通知します。

記

- 1. 交付決定番号 岸和田市 号
- 2. 審査結果
- 3. その他

様式第 8 号（第 12 条関係）

岸和田市 号
年 月 日

様

岸和田市長

岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け岸和田市 号で通知した岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付決定について、下記の理由により取り消すことを決定しましたので、岸和田市地球温暖化対策設備導入補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 取消理由